

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課（長寿介護課）
根拠法令等	・ 薬事法の一部を改正する法律
<p>【改正の概要】</p> <p>1．薬事法関係（平成 24 年 6 月 1 日施行）  平成 21 年 6 月 1 日施行の薬事法の一部改正により、施行日現在における一般販売業者及び薬種商販売業者は、経過措置期間終了（平成 24 年 5 月 31 日）までその許可の効力を有するとされ、この既存業者に対する医薬品販売業許可証の書換え交付・再交付事務終了に伴う改正</p> <p>2．介護保険法関係（平成 24 年 4 月 1 日施行）  介護支援専門員実務研修受講試験手数料の改定に伴う改正  （1） 介護支援専門員実務研修受講試験手数料  ・ <u>試験問題作成事務手数料</u>      1,000 円    700 円  ・ 試験実施事務手数料              8,000 円    （改定なし）</p>	
施行日	上記のとおり
<p>【その他参考事項】</p>	